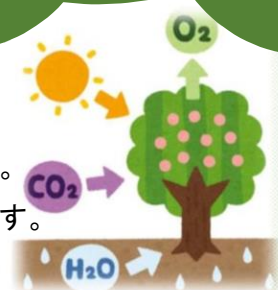




伐ったら 植えよう！

Q1 どうして 植えなければいけないの？

伐ったまま放置すると、大雨などにより、土砂が流出する恐れがあります。
森林の持つ大切な働きが早く回復するよう、伐ったら植える必要があります。
植えると二酸化炭素が吸収され、地球温暖化防止にもつながります。



Q2 誰が植えるの？

自分で作業できなければ専門の人にお申ししましょう。
近年、植えた苗木をシカやカモシカ等に食べられる被害が
発生しています。
植える時には、これらの被害を防ぐ防護柵の設置が必要です。

Q3 助成制度はあるの？

植栽、防護柵設置、下刈りの作業には、補助制度が活用できます。
国・県の補助に加えて、川根本町からは防護柵設置に限り、追加の補助
があります。（詳しくは裏面へ）



お気軽にお問い合わせ
合わせください

Q4 どこに 相談すればいいの？

- | | | |
|----------|--------------|------------------|
| ・作業の依頼 | 森林組合おおいがわ | TEL:0547-30-2111 |
| | 有限会社 ヤナザイ | TEL:0547-46-1125 |
| | 有限会社 落合製材所 | TEL:0547-46-2518 |
| ・補助制度の確認 | 静岡県志太榛原農林事務所 | TEL:054-644-9243 |
| | 川根本町産業振興課 | TEL:0547-56-2226 |



植えるときの助成制度の概要

森林環境保全直接支援事業(国+県)

標準単価に係数をかけて事業費を算出して、その事業費に補助率を掛けた金額が補助されます。

森林経営計画を策定すると補助率がUPします。

作業をお願いする場合は、計画策定が条件となっている場合があります。

- ・ 植栽：補助額＝事業費×補助率50%
- ・ 獣害防止柵：補助額＝事業費×補助率40%
- ・ 下刈り：補助額＝事業費×補助率40%

さらに...

従来の国県補助金だけでは、森林所有者の方々や林業経営体の負担が大きく、
再造林の障害になっていたことから、川根本町が奨励金を交付します！

■川根本町奨励金

- ・ 獣害防止柵には、実行経費から国県補助額を除いた額

防護柵は
負担なし！

経営計画有 獣害防止柵400mの場合の計算例(R6版) (千円/ha)

作業種	実行経費 A	国県補助金 B	町奨励金 C	所有者負担 A-B-C	補助率% (B+C) / A
獣害防止柵	1,095	861	1,044	0	100

※事業費・補助金額等は現場条件等により実際の額と異なる場合があります。